

# 大嘗祭関連訴訟判決をめぐって

日本大学教授

百地章

## 一 はじめに

懸念された、現行憲法下初の御大札は、平成二年秋、ほぼ伝統に則り、無事齋行され、私ども、均しく安堵の胸をなでおろしたことであった。しかし、それ以前から、御大札関係の国費支出差止め等の訴訟が提起されてゐた外、大嘗祭齋行後、大分、鹿児島、東京、神奈川の各県において、知事らの御大札諸儀式への出席をめぐり、相次いで住民訴訟が提起されることになった。そのうち三つの訴訟では、現在、取り敢へず原告敗訴の判決がくだされてゐるとはいふものの、洵に憂うべき事態といはなければなるまい。

ところで、憲法の政教分離をめぐつては、別表一からもわかるやうに、最高裁、下級審共、判例の流れは限定分離の方向で固まりつつある。そして平成四年秋以降は、いづれの判決も合憲判決であり、津地鎮祭訴訟の提訴（昭和四十年）以来、三十年間にわたつて争はれてきた政教分離紛争も、少なくとも司法の場においては、漸く正常化に向ふかの如く思はれた。

ところが本年（平成七年）三月九日、大阪即位の礼・大嘗祭訴訟において、大阪高裁は、原告（控訴人）らの訴へ

をいづれも却下ないし棄却しておきながら、判決主文とは直接関係のない「傍論」において、大嘗祭を「違憲の疑ひ」ありとする判決を下した。傍論で違憲判断をしておきながら、主文で原告敗訴を言ひ渡し、被告側からの上告封じを狙ふ姑息な手法に対しては、すでに平成三年の岩手靖国訴訟控訴審判決および平成四年の大阪靖国訴訟控訴審判決の折、政教分離をめぐる立場の相違を超えて、双方より厳しい批判が加へられてゐる。従つて、常識的には高裁レベルでこのやうな手法が再び繰り返されるとは予想外のことであり、本当にまさかの思ひであつた。

恐らくその原因は、先の大阪靖国訴訟のケースと同様、国側が勝訴を確信してゐて、原告側からの憲法論議にほとんど反論せず、そのため裁判長が原告側の主張に引きづられたのか、あるひは国側からの反論がないのを良いことに、意図的に原告側の主張のみを採りあげたのかのいづれかであらう。

ともあれ、これまでの判例の流れからすれば全く予想外の判決であり、改めて政教分離をめぐる対立の根の深さを思ひ知らされると共に、すでに一番で被告知事側が勝訴してゐる鹿児島大嘗祭訴訟および大分県「主基斎田抜穂の儀」参列訴訟についても、油断は禁物であり、今後に向けての本格的な取り組みの必要を感じさせられたことであつた。加へて、両判決のうち、特に後者は、判決理由を読む限り必ずしも満足のいくところばかりではない。又、原告側は控訴審において、次々と準備書面を提出、これに対して被告側はこれまで十分反論もしてゐないことから、先の大阪高裁判決の轍をふまないためにも、きちんと反論しておく必要がある。

両訴訟とも、聞くところによれば、そろそろ結審とのことである。従つて、この辺で裁判上の論点を総括し、各判決の問題点について批判を加へると共に、原告側から提起されてゐる新たな問題についても、一通り反論を試みておく必要があるのではないかと思はれる。

## 二 鹿兒島大嘗祭訴訟一審判決

### (一) 事案

本訴訟は、大嘗祭への鹿兒島県知事の出席が、憲法二〇条三項の政教分離原則および憲法第九九条の公務員としての憲法尊重擁護義務に違反してをり、そのための公費支出は違憲違法であるとして損害賠償を求めた住民訴訟である。仄聞するところによれば、原告は医師で一種の訴訟マニア的な人物の由、そのためか審理も早く進行し、提訴の翌年には一審判決が下されてゐる。

### (二) 判決（鹿兒島地裁、平成四年十月二日）

被告が鹿兒島県知事として悠紀殿供饌の儀に出席し参列したのは、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴である天皇の皇位継承儀式に儀礼を尽くし、祝意を表するためであつて、その「目的」において宗教的意義はない。又、その行為も皇居において悠紀殿供饌の儀に参列してゐたのみであつて、それ以上に大嘗祭の挙行について国の行為に直接かかはり合ひを持つたり、積極的に国の行為に加担するものではなく、悠紀殿供饌の儀の宗教的側面に対し援助、助長、促進し、他の宗教を圧迫する等の「効果」を持つものではないから、憲法の政教分離原則には違反しない。

### (三) 評価

判決は、津地鎮祭訴訟最高裁判決（最高裁、昭和五二年七月十三日）の示す「目的効果基準」をふまへ、知事の大

嘗祭への参列の「目的」は宗教的意義を持たず、その効果も特定宗教への援助、助長に当たらないとして、簡単に原告の主張を退けてゐるが、これは従来の最高裁判決に照らして、当然のものといへよう。といふのは、津地鎮祭訴訟判決において最高裁は、地方公共団体たる津市が自ら宗教的儀式を「主催」し、そのために公金を支出したにもかかわらず、これを合憲としてゐるからである。とすれば、本件知事の行為は、宗教儀式への単なる「参列」ではないわけだから、当然、合憲とみななければならない。事実、箕面忠魂碑・慰霊祭訴訟に於て、最高裁はこの法理を踏まへ、市教育長らの慰霊祭への「参列」を合憲としてゐる。従つてこれら最高裁の二判決に照らせば、知事らの大嘗祭への参列は、憲法上、全く問題のないものであつた。

因みに、大嘗祭には草場最高裁長官（当時）も出席してをり、表向きは大嘗祭訴訟に対する最高裁の見解とは別と説明してゐるものの、少くとも違憲ではないとの判断無しに、最高裁長官が不用意に大嘗祭に参列したとは考へにくいであらう。

ところで、判決は、知事の大嘗祭への参列は合憲としたものの、それ以上に、大嘗祭そのものの合憲性については、敢へて判断を回避した。この点については、確かに、大嘗祭自体の合憲性を判断せずして、知事の参列を合憲とすることはできないとの見方もありえよう。しかし乍ら、現行憲法の採用する前提的、付随的違憲審査制のもとでは、「必要性の原則」といふことがいはれてをり、事件の解決にとつてどうしても必要な場合以外は、憲法判断をしないといふのが原則である。従つて、判決もいふやうに、知事は単に大嘗祭に参列しただけであり、大嘗祭の齋行に直接かかわつたり、積極的に国の行為に加担したわけではないから、本件訴訟では、知事の参列のみを問題とし、大嘗祭の合憲性にまで言及しないことは、決して不当とはいへないと思はれる。

### 三 大分県「主基齋田拔穂の儀」参列訴訟一審判決

#### (一) 事案

本件は、周知のやうに、平成二年十月、大分県玖珠町で行はれた「主基齋田拔穂の儀」に、平松知事ら県幹部三人が参列したことにつき、政教分離違反であるとして、被告らに対し、不当利得返還ないし損害賠償を求める住民訴訟が提起されたものである。

原告らは、被告知事らが、齋田の齋竹と注連縄で囲まれた齋場の中に入り、掌典の執行する主基齋田拔穂の儀式の一部始終に参列し、祭壇に向かつて拝礼したことを問題とし、大嘗祭が神道の儀式であることから、被告らの行為は、「天皇に神性を持たせる神道儀式にその不可欠の構成員として参列、拝礼することにより天皇を頂点とした神道（宗教としての国家神道）を支援する目的で参列、拝礼したものである」と主張した。

但し、原告らは、大嘗祭そのものの合憲性や大嘗祭への国の支援、公務員の関与の合憲性、更には本件拔穂の儀自体の合憲性については、直接の争点としておらず、この点で、先の鹿兒島大嘗祭訴訟一審判決の「切り離し」理論と共通するところがある。

#### (二) 判決（大分地裁、平成六年六月三十日）

判決は、主基齋田拔穂の儀の意義、内容及び形式からして、被告らの参列が宗教とかかはり合ひをもつものである

ことは否定できないとした上、次のやうに述べてゐる。

「しかしながら、a 天皇は、日本国憲法上、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴と定められており、一般的かつ大多数の国民はするように考へていること、b 大嘗祭は、皇位継承に不可欠ではないにせよ、皇位継承に必要かつ重要な儀式の一つで、一世に一度の儀式であり、主基齋田拔穂の儀は大嘗祭の關係儀式として同様に天皇の皇位継承に必要かつ重要な儀式の一つであり、今回の大嘗祭は、全体としてみれば皇室の伝統に基づくものということができること、c 右大嘗祭は、神社神道の祭祀と同性質の宗教儀礼とはいえないし、また、特定の宗教、宗派の教義、信仰の普及拡大を目的とするものでも、既に消滅した国家神道の基盤であつた思想・觀念と結びつくものでもないこと、d 被告らの参列は、主基齋田拔穂の儀の挙行地において重要な公職にある者の社会的儀礼として、新天皇が主宰する皇室の私的行事に際し、新天皇への祝意を表す目的で行われたものであること、e 被告らは、主基齋田拔穂の儀に参列し、拝礼をしたにとどまり、主基齋田拔穂の儀の信仰等につき積極的なかわり合いをもつていないことが認められる。」(傍点、引用者。以下同じ)

「右の諸点にかんがみると、被告らの主基齋田拔穂の儀への参列は、その目的は、新天皇の皇位継承儀式の關係儀式に際し、新天皇に対し祝意を表するという、専ら世俗的なものであり、その効果も、新天皇に祝意を表する以上に、特定の宗教を援助、助長、促進又は圧迫、干渉を加えるものとは認められない」から、憲法二〇条三項により禁止されてゐる宗教的活動には当たらない。

### (三) 評価

判決は、「拔穂の儀」を「宗教的儀式」であると認定した上で、知事らの参列を合憲と判断してをり、この点、高く評価すべきであらう。といふのは、津地鎮祭訴訟において、最高裁は、神道式地鎮祭が主宰者である神職にとつて

宗教儀式であることは当然としつつも、一般人や主催者である市長ら関係者の意識からすれば、宗教的意義は希薄であり、世俗的行事であるとして、その意味での宗教性は否定してゐたからである。しかし、これに對しては、神社界からの不満もあり、このやうな論法によつてしか地鎮祭の合憲性を認めることができないのであれば、「目的効果基準」そのものを見直す必要があるとの論も、葦津珍彦氏らによつて主張されてゐた。

このやうな中で、本判決は、抜穂の儀の宗教性を認めた上、これに對する知事らの參列を合憲としたわけであるから、その意味で画期的ともいへよう。

しかしながら、他方で、判決は抜穂の儀を「皇室の私的行事」と断定してをり、この点、疑問が残る。判決は、大嘗祭について「皇位継承に必要かつ重要な儀式」と認定した上、大嘗祭は神社神道の祭祀とは別の、特定の宗教、宗派とはかかはらない、皇室の伝統儀式であるとした。従つて、この文脈からすれば、明言してはゐないものの、判決は大嘗祭の公的性格を認めたものと推測できないこともない。とすれば、主基齋田抜穂の儀は「大嘗祭の關係儀式」(判決)であり、その中でも重要な儀式の一つと考へられるから、当然、公的性格を認めるべきであつて、少くとも「皇室の私的行事」といつた断定は避けるべきであつた。

次に、判決が大嘗祭をもつて「皇位継承に不可欠ではないにせよ、皇位継承に必要かつ重要な儀式の一つ」と認定した点であるが、これも不十分であり疑問が残る。といふのは、被告側は大嘗祭をもつて皇位継承に「不可欠の儀式」との立場を採り、「不可欠」ではないとする原告側との間で争ひがあつたからである。

この点、歴史的、事実の問題として考へるならば、原告側の主張をまつまでもなく、歴代天皇の中には即位礼のみで、大嘗祭を行つてをられない天皇もをられる。従つて「天皇にとつて大嘗祭は不可欠の儀式でなかつたことだけは歴史的に確かである」(横田耕一教授)といひうる。しかしながら、管見によれば、大嘗祭が皇位継承のために「不可欠」かどうかといふことは、事柄の性質上、「事実 (Sain)」の問題としてではなく、「当為ないし規範 (Sollen)」の問

題として理解すべきである。その意味からすれば、大嘗祭は皇位継承にとつて「不可欠」とみるべきであらう。即ち、「皇位継承のために不可欠である」といふ場合には、憲法第一条が「天皇は日本国および日本国民統合の象徴である」といふ場合と同様、単なる事実ではなく「当為ないし規範 (Sollen)」を表現したものと考へ、「大嘗祭は皇位継承儀礼として必ず行はれるべき (Sollen) ものであり、従つてその意味で不可欠のものである」と解すべきである。しかしてそれがいはば「不文の法」として、天武天皇以来、約千三百年にわたつて伝へられてきたわけであつた。その意味からすれば、判決が大嘗祭をもつて皇位継承に不可欠の儀式と認定しなかつたことに対しては、聊か不満が残る。

更に、判決は、知事らの抜穂の儀への参列の合憲性を判断するに当り、態々その冒頭に「国家神道の歴史と性格及び戦後の状況」なる項目を掲げてゐるが、これは原告側の主張に引きづられたものといへよう。しかも、肝腎の「国家神道」の定義は、判決からは明らかではなく、「明治二二年までに事实上、神社神道を国教的取扱にした国家神道の体制が確立し「た」とはいふものの、その内実は、村上重良流の誤解と偏見にみちた、原告側の主張をそのまま繰り返しただけのものとどまつてゐる。この点、判決は、国家神道に関しては、「証拠略」を総合すれば、次の事実が認められ、この認定を左右するに足りる証拠はない」とした上で、右のやうな説明をしてゐる。つまりこれは、被告側が、若干の書証は提出したものの、いわゆる国家神道に対する誤解、偏見を是正するに足りるだけの反論を行つてこなかつた結果でもあり、大いに反省しなければならぬであらう。今後の政教分離訴訟においては、この種の原告側の国家神道論に対し、的確な反論をしていくことが一つの重要な課題になると思はれるゆえんである。

但し、判決は、右のやうな国家神道論を示しながらも、戦後、神道指令や神社関係法令の廃止によつて国家神道は解体され、国家神道の基盤となつた思想・観念も消滅したとの立場を採用してをり、この点は評価しても良からう。このやうな、いはゆる国家神道をめぐる「戦前」と「戦後」の「切り離し論」つまり「国家神道消滅論」は、すでに、



津地鎮祭訴訟最高裁判決の中に、その萌芽を見、その後、箕面忠魂碑・慰霊祭訴訟控訴審判沢（大阪高裁、昭和六二年七月十六日）および箕面遺族会補助金訴訟一審判決（大阪地裁、昭和六三年十月一日）に於て全面的に展開されたものであり、確かに、勝訴するための一つの便法ではあらう。しかし、右に述べたやうに、戦前の国家神道に対する誤解と偏見を正していくことこそ、喫緊の課題であり、右の便法は、このやうな正政法と併せ用ゐられるのが筋ではなからうかと思はれる。

#### 四 大阪即位の礼・大嘗祭訴訟控訴審判決

##### (一) 事案

本訴訟は、即位の礼・大嘗祭の諸儀式・諸行事がいづれも神道儀式であり、憲法の政教分離原則および国民主権原理に違反するものとした原告らが、「納税者基本権」に基づいて、(一)本件諸儀式、諸行事への国費支出の差止めと、(二)本件諸儀式、諸行事の違憲確認を求めると共に、(三)右諸儀式、諸行事によつて被つた精神的苦痛に対する損害賠償を求めて出訴したものである。

これに対し、一審の大阪地裁は、平成四年十一月二四日、次のやうに判示し、原告らの訴へを却下および棄却した。すなわち、第一点については、本件諸儀式・諸行事は既に執行を終へ、そのための国費支出も完了してゐる以上、国費支出の差止め請求は不適法であるとして却下、第二点については、わが国では「納税者基本権」なるものは認められてをらず、訴へは不適法であること（却下）、第三点目の損害賠償請求についても、原告らが右諸儀式、諸行事によつて被つたとされる精神的苦痛なるものは、不快感、焦燥感といったもので、損害賠償によつて保護されなければ

ならない法的利益とはいへないから認められない（棄却）といふものである。

この判決は、従来を通説、判例を踏まへた常識的で妥当なものであつたが、原告側が控訴、これに対して大阪高裁は、次のやうな判決を下した。

### (二) 判決（大阪高裁、平成七年三月九日）

判決は、(一)国費支出差止めの請求と(二)違憲確認請求については、一番判決と同様、不適法であるとして簡単にこれを却下した。又、(三)損害賠償請求については、「大嘗祭が神道儀式としての性格を有することは明白であり、これを公的な皇室行事として宮廷費をもつて執行したことは、「津最高裁判決が示した」いわゆる目的効果基準に照らしても、少くとも国家神道に対する助長、促進になるような行為として、政教分離規定に違反するのではないかとの疑義は一概には否定できない」とし、即位の礼についても、国民主権の趣旨に相応しくない点が存するとした上、本件諸儀式、諸行事が控訴人らの思想、良心の自由を侵害したかどうかを判断、被控訴人（国）の行為は、控訴人らの権利を侵害する違法なものではないとして、本件損害賠償請求は失当であるとして棄却した。

### (三) 評価

本判決が、国費支出の差止めおよび違憲確認請求をいづれも不適法であるとして却下、又、損倍賠償請求についてもこれを棄却した点は妥当である。しかし、初めに述べたやうに、判決主文と直接関係のない「傍論」部分において大嘗祭につき「違憲の疑い」ありと断定したこと、しかもなぜ違憲の疑ひがあるのかについて何ら根拠も示してゐない点は、極めて問題である。

すなわち、判決は、その宗教的性格をめぐつて評価の分かれる大嘗祭につき、「神道」や「国家神道」の定義も示

さないまま、「大嘗祭が神道儀式としての性格を有することは明白」であると決めつけた上、その「目的」および「効果」についても、具体的判断や根拠は一切示さず、大嘗祭の執行をもつて「国家神道に対する助長、促進」に当ると断定した。この「国家神道に対する助長、促進」なることは、裁判所が認定した「当事者の主張」にも現はれてこないものである。しかも、判決の肝腎な部分は行数にしてわづか五行の「結論」だけであり、「理由」は見当らない。これではなぜ大嘗祭につき「違憲の疑ひは一概には否定できない」のか皆目分らないことにならう。従つて、本判決は、到底判決の名に値しないものである。

又、判決中のこの「憲法判断」の部分は、主文と直接関係のない「傍論」に当るものであつて、正当な理由もなくこのやうな「傍論」を付すことは、先に述べた「必要性の原則」に反することになる。即ち、現行憲法の採用する違憲審査制は、前提的、付随的違憲審査制と呼ばれ、事件の解決にとつて必要な場合以外は憲法判断をしないといふものであり、このやうな「憲法判断回避の準則」はわが国でも広く支持されてゐるところである。従つて、憲法判断を回避すべきケースであるにもかかわらず敢へて憲法判断をする場合は、十分な理由を明らかにすべきであり（大石眞京大教授）、特に下級審においては、「傍論」における憲法判断は、その判断が最終となるやうな形で行ふことは許されない（高橋和之東大教授）、といつた有力な見解さへみられる。

とすれば、本件損害賠償請求において、判決は「被控訴人〔国〕の本件行為それ自体は、直接的には控訴人らに向けられたものではなく、（略）控訴人らに何らの具体的義務や負担を課すものでもなく、本件行為が控訴人らの思想等の形成、維持に具体的且つ直接に影響を与えたとは解せられない」から「被控訴人の本件行為が、控訴人らの思想・良心の自由、信教の自由を侵害したと評価することはできない」とし、「控訴人らの本件損害賠償請求はその余について検討するまでもなく、失当である」とまで述べてゐる以上、憲法判断は全く不要ではなかつたのではなからうか。つまり、憲法判断なしに、右の結論は容易に導き出せるものであつた。

にもかかわらず、大阪高裁は、主文で控訴棄却（原告敗訴）としておきながら、「傍論」の中で被控訴人（国）の行為を違法とする問題の多い「ねぢれ判決」の手法を再び採用した。先の岩手靖国訴訟の控訴審では、糟谷裁判長は「ねぢれ判決」の四日後に辞任してゐるが、本訴訟控訴審の山中裁判長は今年で定年、そこに意図的なものや、確信犯的動機を推測されてもやむをえないであらう。

## 五 今後の裁判に向けて

ここで、今後の裁判に向けて、反論しておくべき点、あるいは原告側から新たに提起された問題で、検討を加へておく必要があると思はれる点について、二点だけ感想を述べておくことにしよう。

先づ、先にも触れた「国家神道」をめぐる問題であるが、憲法学者の多くや裁判官は未だに村上重良流の国家神道観に毒されたままであり、誤解や偏見が見られる。従つて津地鎮祭訴訟最高裁判決のそれも含めて、司法の場における国家神道の見直しが必要である。この点、大分県「主基斎田抜穂の儀」参列訴訟では、一審段階で葦津珍彦氏や斯界第一人者の阪本是丸教授の著書、論文を書証として提出、控訴審でも、阪本教授の近著『国家神道形成過程の研究』を提出してゐる。しかしながら、肝腎の裁判官が果してこれらの大作を読み、どれだけ理解したかは疑問であり、できれば、各裁判に於て、原告側の主張に逐一反論するといふ形での鑑定書や意見書の提出が望ましいといへよう。

この点、愛媛県玉串料訴訟では、控訴審において武田秀章氏の鑑定書「靖国神社・護国神社と玉串料について」を提出、大江志乃夫教授の国家神道論に反論し、これが被告勝訴に大きく寄与したことは間違ひない。従つて、一連の大嘗祭訴訟でも、原告側の国家神道論に対する直接の反論が是非共必要であり、かうすることが延いては最高裁における国家神道観の見直しに継がるのではないかと思はれる。関係各位に一考を願ひたいところである。

次に、原告側から新たに批判的となつてゐるのが「社会的儀礼論」である。先の鹿児島大嘗祭訴訟一審判決と大分県「基督齋田拔穂の儀」参列訴訟一審判決は双方共、この社会的儀礼論を採用、それぞれ次のやうに判示してゐる。先づ前者では、知事の悠紀殿供饌の儀への参列は、「日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴とされ、国の要職にある天皇の皇位継承儀式に儀礼を尽くし、祝意を表す目的のためであつて、その目的において宗教的意義はなく、効果といふ点でも、知事の参列は、「天皇の皇位継承儀式に儀礼をつくり、新天皇への祝意を表すという効果をもつことは当然として、それ以上に、悠紀殿供饌の儀の宗教的側面に対し、援助、助長、促進し、他の宗教を圧迫する等の効果をもつ行為であるとは認められない」とした。つまり「目的」と「効果」の両者共、社会的儀礼論によつてクリアしたわけである。

これに対し、後者では、「被告らの参列は、基督齋田拔穂の儀の挙行地において重要な公職にある者の社会的儀礼として、新天皇が主宰する皇室の私的行事に際し、新天皇への祝意を表す目的で行われたものであること」、そしてその「効果も、新天皇に祝意を表する以上に、特定の宗教を援助、助長、促進または圧迫、干渉を加えるものとは認められない」として、「目的」判断にやや比重を置いた形で社会的儀礼論を採用した。

これに対し原告側は、「社会的儀礼」かどうかといふことと、宗教的意義の有無とは別次元の問題であるとの立場から、社会的儀礼に当るからといつて直ちに宗教的意義まで否定されることにはならないと批判してゐる。又、ある論者は、皇室典範にさへ規定のない大嘗祭が、果して日本国憲法の「象徴」といふ地位に照らして、儀礼を尽くし、祝意を表す場にふさわしいかどうかは疑問とした。

この点、一般論としていへば、確かに原告側の主張する如く、「社会的儀礼」と「宗教的行為」は必ずしも対立概念とはいへず、ある行為が一方では社会的儀礼として、他方では宗教的行為と評価される場合がありうることは否定できない。

しかしながら、この間の事情は、すでに津地鎮祭訴訟最高裁判決の論理からも窺へるところである。といふのは、最高裁は地鎮祭の「二面性」に着目し、神道式地鎮祭は、一方の、主宰者である神職の側からすれば、宗教的意義をもち、「外形的」にも「宗教的儀式」であることは否定できないとしつつ、他方では、「一般人」の宗教的評価、主催者である市長らの意図、目的等を考慮し、「社会通念」に従つて、判断するならば、建築着工に際しての、慣習化した「社会的儀式」としての世俗的行事にとどまるとしてあるからである。

しかして最高裁は、当該行為の「目的」が宗教的意義をもつかどうかを判断するに当つては、その主宰者が宗教家であるかどうかといった「外形的側面」のみにとらはれることなく、一般人の宗教的評価、当該行為者の意図、目的、一般人に与へる効果、影響等、諸般の事情を考慮し、「社会通念」に従つて客観的に判断しなければならないと説示した上、一般人およびこれを主催した市長以下の関係者の意識においては、これを世俗的行事と評価し、これにさしたる宗教的意義を認めなかつたと判断した。従つて、ここで重要なのは、一般人の宗教的評価や当該行為者の意図、目的であり、社会通念であつて、主宰者である神職の意識や外形的側面ではない。

とすれば、一方の、一般人や当該行為者の立場に立つて評価した場合、当該行為が「宗教的行為」であると同時に「社会的儀礼」であるなどといふことはありえないから、この点に関する限り「宗教的行為」と「社会的儀礼」とは対立概念として存在することになる。

それ故、先の両判決が、知事らの参列はあくまで「社会的儀礼」として行はれたものであるから、宗教的意義をもたないと判断したのは正当であり、最高裁判決の論理を正しく踏まへたものと評価できよう。したがつて、原告らの批判は失当である。

又、第二の批判に対しては、次のやうに反論できよう。天皇の行為には、国事行為の外、国会開会式での「おことば」や外国御訪問、国内御巡幸といったいはゆる「公的行為」が存在するが、これらはいづれも憲法は勿論、皇室典

範にも明記されてゐない行為である。従つて明文にないからとの理由だけで大嘗祭を否定してしまふことはできない。しかし、大嘗祭は皇位継承のため不可欠の儀式であつて、政府見解にもあつたように公的性格を有するものであるから、これに対し公職にある者が社会的儀礼を尽くすため参列することは当然であつて、何ら問題は存在しない、と。

## 六 をはりに

大嘗祭をめぐる判例の動向は、叙上の如くであり、必ずしも悲観的なものばかりではない。しかしながら、冒頭でも指摘したやうに、大嘗祭をめぐつて、いくつもの訴訟が相次いで提起されてゐるといふこと自体、由々しきことであつて、残念乍ら、これが現行憲法下の厳しい現実といへよう。従つて畏れ多いことながら、次の大嘗祭までには、憲法改正を含めた法制度の整備がどうしても必要である。

と同時に、法制度が整備されるまでは、せめて現行憲法下でも大嘗祭は合憲であるとの判例法理を確立し、疑義なからしめておくことが必要であり、当面、このことが私共に課せられた最大の課題であると考へられる。

### 政教分離訴訟（主要判例）の動向（●地裁 ○高裁 ◎最高裁）

	合 憲	違 憲
昭 和 50 年 代	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎津地鎮祭訴訟（最大判 昭和52・7・13）</li> <li>○南延岡駅神棚訴訟（福岡高裁宮崎支部判 昭和55・5・30）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●殉職自衛官合祀訴訟（山口地判 昭和54・3・22）</li> <li>●箕面忠魂碑訴訟（大阪地判 昭和57・3・24）</li> <li>○殉職自衛官合祀訴訟（広島高判 昭和57・6・1）</li> <li>●箕面慰霊祭訴訟（大阪地判 昭和58・3・1）</li> </ul>

平成4年	平成3成年	平成2成年	平成元成年	昭和60年代
<ul style="list-style-type: none"> <li>●千葉県公立高校神棚訴訟（千葉地判 平成4・11・30）</li> <li>○愛媛県玉串料訴訟（高松高判 平成4・5・12）</li> <li>●鹿児島大嘗祭訴訟（鹿児島地判 平成4・10・2）</li> <li>○大阪地蔵像訴訟（最一小判 平成4・11・16）</li> <li>〔●大阪即位の礼・大嘗祭訴訟（却下）（大阪地判 平成4・11・24）〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大阪地蔵像訴訟（大阪高判 平成3・3・26）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○千葉県仏式町民葬訴訟（東京高判 平成2・9・26）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●愛媛県玉串料訴訟（松山地判 平成元・3・17）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大阪地蔵像訴訟（大阪地判 昭和61・5・30）</li> <li>●岩手靖国訴訟（盛岡地判 昭和62・3・5）</li> <li>○箕面忠魂碑・慰霊祭訴訟（大阪高判 昭和62・7・16）</li> <li>◎殉職自衛官合祀訴訟（最大判 昭和63・6・1）</li> <li>●箕面遺族会補助金訴訟（大阪地判 昭和63・10・14）</li> <li>●千葉県仏式町民葬訴訟（千葉地判 昭和63・10・31）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>〔○大阪靖国訴訟（傍論）（大阪高判 平成4・7・30）〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〔○岩手靖国訴訟（傍論）（仙台高判 平成3・1・10）〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●長崎忠魂碑訴訟（一部違憲）（長崎地判 平成2・2・20）</li> </ul>		



平成 7 成年	平成 6 年	平成 5 年	
	<p>○箕面遺族会補助金訴訟（大阪高判 平成 6・6・20）</p> <p>●大分県「主基斎田拔穂の儀」参列訴訟（大分地判 平成 6・6・30）</p> <p>○兵庫県篠山町遺族会補助金訴訟（大阪高判 平成 6・6・2）</p> <p>●四国霊場八十八ヶ所お砂踏み館訴訟（徳島地判 平成 6・5・13）</p> <p>○兵庫県篠山町遺族会補助金訴訟（大阪高判 平成 6・6・2）</p> <p>●大分県「主基斎田拔穂の儀」参列訴訟（大分地判 平成 6・6・30）</p> <p>○箕面遺族会補助金訴訟（大阪高判 平成 6・7・20）</p>	<p>○長崎忠魂碑訴訟（福岡高判 平成 4・12・18）</p> <p>○箕面忠魂碑・慰霊祭訴訟（最一小判 平成 5・2・16）</p> <p>〔○播磨靖国訴訟（棄却、但し憲法判断なし）（大阪高判 平成 5・3・18）〕</p> <p>○千葉県公立高校神棚訴訟（東京高判 平成 5・7・29）</p> <p>●滋賀県新穀献納行事訴訟（大阪地判 平成 5・10・25）</p> <p>●兵庫県篠山町遺族会補助金訴訟（神戸地判 平成 5・10・25）</p> <p>○千葉県仏式町民葬訴訟（最一小判 平成 5・10・28）</p>	
<p>〔○大阪即位の礼・大嘗祭訴訟（傍論）（大阪高判 平成 7・3・9）〕</p>			